平成２３年（フ）第１１３６号
広島市南区霞１丁目５番１―902号
債務者　早瀬　周子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８２号
福岡県久留米市白山町441番地８、前住所福岡県久留米市白山町440番地２
債務者　田中　敦啓
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７７号
福岡県柳川市久々原783番地
債務者　田中　聖子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
福岡県三潴郡大木町大字笹渕1030番地７
債務者　大久保宏芳
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
大分市東大道３丁目２番14号
債務者　天野　雅雄
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３７２号
大分市大字寒田754番地の１　コスモＣ202
債務者　橋本亜希子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３５０号
宮崎市大字田吉188番地　ユーミーあかえ107号
債務者　小松　房子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋935番地３
債務者　伊藤亜里紗
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７８号
宮崎市田代町138番地　第９シャトーモリオカ206号
債務者　川口　敏一
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１１号
鹿児島県鹿児島市山之口町５番14号　立石マンション３―Ｂ号
債務者　花牟禮邦彦
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
鹿児島県鹿児島市吉野町5943番地５
債務者　栄徳　智美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４５１号
鹿児島県日置市吹上町中原659番地
債務者　永吉ひで子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４５３号
鹿児島県鹿児島市千年２丁目38番２号
債務者　市來　ミエ
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４５７号
鹿児島県鹿児島市稲荷町７番10号
債務者　山下　秀信
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４６２号
鹿児島県鹿児島市川上町2750番地の133
債務者　松田さつえ
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目50番12号　コーポ椿松202号
債務者　児玉　守生
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４６９号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目50番12号　コーポ椿松202号
債務者　児玉富美子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８６号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町18番地　８―206号、旧住所鹿児島県奄美市名瀬末広町１番６号　ベルメゾン21　301号
債務者　西田美幸希
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部